セーフティネット保証５号（業況の悪化している業種）の認定について

セーフティネット保証とは、売上の減少などにより経営の安定に支障をきたしている中小企業者の支援をするための保証制度です。中小企業信用保険法第２条第５項の規定に基づく認定書を添付して信用保証付融資を金融機関に申し込むと、別枠保証限度額の利用が可能となります。

【対象者】

（イ） 指定業種に属する事業を桂川町内で行っており、最近３ヶ月間の売上高等が前年同期比 5%以上減少の中小企業者

（ロ） 指定業種に属する事業を桂川町内で行っており、製品等原価のうち 20%を占める原油等の仕入価格が 20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

※法人…桂川町内に本店（登記住所または事業実体のある事業所）を有する中小企業者

※個人…桂川町内に事業実体のある事業所を有する中小企業者

指定業種は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の細分類にて判断されますので、該当の指定業種か確認のうえ、申請してください。

〇日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）及びセーフティネット保証５号の指定業
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

【必要書類】

1. 認定申請書（様式第５号）・・・２部（２部とも原本・押印）
2. 売上高状況内訳書（申請書に添付有）
3. 業種のわかる書類のコピー（履歴事項全部証明書（登記簿謄本）や個人事業の開業届などの写し）
4. 売上の推移が確認できる書類のコピー（月別試算表、月次損益計算書、売上台帳、決算書の写し等、月毎の売上金額が円単位で確認できるもの）
5. 直近１期分の確定申告書・決算書のコピー
6. 委任状（金融機関等が代理申請する場合のみ）

※必要に応じてその他資料等の提出を求める場合がございます。

【注意事項】

- 認定が決定すると提出された申請書に必要事項を記載して交付します。
- 本認定が信用保証を確約するものではありません。別途、金融機関や信用保証協会の審査があります。
- 申請から認定証明のお渡しまで数日必要です。余裕をもって申請してください。
- 認定書の有効期限は、発行日から 30 日以内です。本認定の有効期間内に金融機関また信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。

問い合わせ先

産業振興課商工統計係　☎65-1106（内線 144）

関連ページ

〇中小企業信用保険法における中小企業者

https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html

〇セーフティネット保証５号に係る中小企業者の認定概要

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

〇福岡県信用保証協会

https://www.fukuoka-cgc.or.jp/